

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 東芝		コード	6502
提出日	2021/6/25	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	<ul style="list-style-type: none"> ・太田順司氏及び山内卓氏の選任議案を撤回したため ・永山治氏及び小林伸行氏の選任議案が否決されたため ・定時株主総会終了後、George Olcott氏が辞任したため 			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	Paul J. Brough	社外取締役	○														○		有
2	Ayako Hirota Weissman	社外取締役	○														○		有
3	Jerome Thomas Black	社外取締役	○											△					有
4	George Raymond Zage III	社外取締役	○														○		有
5	綿引万里子	社外取締役	○														○	新任	有
6	橋本勝則	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		Paul J. Brough氏は、国際的な事業経験、M&Aや事業再構築の深い経験、企業経営者としての幅広い実績や高い見識に基づき、「東芝Nextプラン」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を実施していること、今後は、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
2		Ayako Hirota Weissman氏は、長年にわたり日本国内外の株式投資を始め、様々な投資事業に携わり、特に、投資事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。また、国際的な事業経験を有するとともに、日本企業の社外取締役を務めており日本企業についての知見を有しています。このような事業経験と、資本市場に関する深い知見により、「東芝Nextプラン」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を現に実施していること、今後は、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できること、人選プロセスに多様性及び資本市場の視点を導入し、指名委員会委員として指名委員会の議論を深めることが期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。
3	Jerome Thomas Black氏は、過去において、当社の取引先であるイオン㈱の業務執行者でありましたが、当社と同社との取引高は双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	Jerome Thomas Black氏は、国際的コンサルティング・ファームにおける経験を有するとともに、長年にわたり、日本企業において業務執行に従事してきました。グループ戦略、IT・デジタルビジネスの責任者として事業を執行してきたこと、日本企業の経営に対する深い知見、国際的な事業経験を有し、「東芝Nextプラン」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていること、今後は、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できること、報酬委員会委員としての経験を活かし、報酬委員会の議論を深めることが期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。 また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。

4		<p>George Raymond Zage Ⅲ氏は、著名な投資ファンドグループであるFarallon Capitalグループに18年間所属し、2008年からはFarallon Capital Asia Pte. Ltd.のCEOとして、Farallon Capitalグループのアジア地区における責任者を務めました。同氏は上場企業、非上場企業への投資を多数行った経験があり、スタートアップ企業への投資、事業再生投資の経験も多数あります。このような投資ファンドにおける経験から事業ポートフォリオ、事業再構築、M&A、資本市場や資本配分の専門性を取締役会にもたすことができると考えられます。このように「東芝Nextプラン」の推進を始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督を行っていること、今後は、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。</p> <p>なお、同氏は、2018年8月まで、当社の大株主であるFarallon Capitalグループに属するFarallon Capital Asia Pte. Ltd.の業務執行者でありました。Farallon Capitalグループの議決権比率は10%未満であることから、独立性に問題はありません。また、同氏からは、特定の株主ではなく、当社のために取締役としての職務を遂行する旨の意思表示を受けております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。</p>
5		<p>綿引万里子氏は、40年余り、裁判官として職務を執行され、最高裁判所首席調査官、札幌高等裁判所長官、名古屋高等裁判所長官を歴任されるなど、法律家としての深い知識と経験を有しております。</p> <p>同氏は、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できること、法律家としての深い知見に基づき監査委員会委員及び報酬委員会委員長としての職務を適切に果たすことが期待されることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはございませんが、裁判所において司法行政を長年にわたり担当し組織運営の経験が豊富であること、民事裁判を長年担当され企業法務のみならず、労働問題を含めて昨今の社会問題に法律家の立場から真摯に向き合い深い知見を有している等の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。</p>
6		<p>橋本勝則氏は、日本メーカーの英国社財務最高責任者、国際的な化学メーカーの米国法人における内部監査部門マネージャー、国際的な化学メーカーの日本法人における取締役財務部長、取締役副社長などの経験を有し、経営者としての豊富な経験や高い見識とを有していることから、当社の経営の基本方針の見直しを始めとする当社の基本戦略の審議に有益な貢献と当社の経営に対する適切な監督が期待できること、また、財務・会計・内部監査等に関する豊富な経験や高い見識を生かし、監査委員会委員として当社の監査を適切に行うことが期待できることから、指名委員会において社外取締役候補者に決定しました。</p> <p>また、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社が定める「社外取締役の独立性基準」に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他特別の利害関係もありません。</p> <p>以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有すると判断しております。</p>

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。